

依那古保育所と依那古第2保育所の統廃合、民営化について

1. 概要

依那古保育所と依那古第2保育所の統廃合、民営化を 2021（令和3）年4月を目途に進めます。

合わせて、現在の依那古保育所の場所に、民設民営での新保育所の建設を進めます。

2. 依那古保育所と依那古第2保育所の現状

	依那古保育所	依那古第2保育所
状況	・ 保育所利用の低年齢化などに伴い、周辺地域からの保育利用の受け皿としての役割がある。 ・ 施設が老朽化している。	・ 利用児童が極めて少なくなっており、保育所として単独では存続困難な状況となっている。 - 社会性を培う集団生活や保育行事の実施が困難（2020(令和2)年度は、4・5歳児の利用希望がない状況）。 - 職員の非効率な配置、朝夕・土曜など勤務ローテーションに負担あり。 ・ 施設が老朽化している。
所在地	市部 11-1	上郡 56-1
利用定員	75 人	40 人
建築規模定員	90 人	80 人
入所児童数	45 人	17 人
建築年度	1982(S57)年度	1975(S50)年度
経年	37 年	44 年
構造	鉄骨平屋	鉄骨平屋
床面積	635.00 m ²	510.00 m ²
敷地面積	1,938.05 m ²	1,204.00 m ²

2019(H31).4.1 現在

3. 目的

- (1)老朽化した保育所（園）を整備し、安全で安心な保育環境を提供します。
- (2)保育所（園）の統廃合を行うことにより、子どもの集団活動や各年齢の発達段階に応じた保育を保障します。

- (3)依那古小学校区を考慮した統廃合により、学校・地域との連携強化や地域の子育て家庭への支援を図ります。
- (4)多様化する保育ニーズに対応するため、私立保育所（園）の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育の充実を図ります。
- (5)私立保育所（園）の運営費や建設費には、国県から補助金等が交付されるため、民営化により財源の効果的で効率的な運用を図ります。

4. 保育所（園）再編整備検討の経緯

年度	月	再編整備の検討	統廃合、民営化
2009 (平成 21)	11	伊賀市保育所（園）あり方検討委員会から「伊賀市保育所（園）のあり方に関する提言書」が提出される	
	3	輝け！いがっ子応援プラン（伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画） ○小学校区と連携した再編整備の推進 ○保育所（園）再編整備に関する保護者・地区説明会の実施 ○安心・安全な保育環境の確保	
2012 (平成 24)	3		・大山田東保育園と大山田西保育園を統合
2013 (平成 25)	3		・諏訪保育所を閉所
2014 (平成 26)	2	伊賀市子ども子育て支援事業計画 ○統合・民営化による再編整備の推進 ○安心・安全な保育環境の確保 ○再編整備に関する協議の実施 ○低年齢児保育の推進（保育環境の整備・充実）	
2015 (平成 27)	3		・比自岐保育所を閉所 ・柘植保育園と柘植第2保育園を統合
2016 (平成 28)	3		・まるばしら保育所を閉所
2017 (平成 29)	3		・佐那具保育所と私立府中保育園を統合
2018 (平成 30)	2	伊賀市子ども・子育て会議において保育所（園）のあり方を検討	
2019 (令和元)	9	依那古地区住民自治協議会から「依那古地区における保育所の統廃合と今後について（要望と提案書）」が提出される	
	11	伊賀市子ども・子育て会議から「伊賀市保育所（園）のあり方に関する提言書」が提出される	

5. 保育所（園）再編整備推進の基本的な考え方

保育所（園）再編整備の推進に当たっては、これまでの事業計画や保育所（園）のあり方に関する提言を踏まえ、「子どもの最善の利益」を念頭に保育の質とサービスの更なる向上を図ることを第一とし、円滑な統廃合、民営化が図られるよう、保護者、地域、保育所等の意見を聞きながら取り組みます。

(1)方式

保育所の設置主体及び運営主体を民間に移管する移管方式（民設民営）とします。プロポーザルにより事業者を決定します。

(2)対象

保育所運営に実績のある法人を基本に公募します。

(3)方針

ア 保護者や地域の不安解消のため丁寧な説明を行います。

イ 引き継ぎ（合同）保育を実施します。

ウ 当事者間協議の場を設置し、円滑な引継ぎのための支援を行います。

6. 園舎跡地について

依那古第2保育所の今後の利活用については、地元住民自治協議会、自治会と協議の上、決定します。

新園舎建設期間中は、仮園舎として活用することを予定しています。

7. 民間の保育運営について

児童福祉法に基づく認可保育所として運営され、保育の基準は変わりません。

		現状	民営化後
運 営	設置者	伊賀市	事業者(公募による選定)
	保育士	市職員	事業者の職員
保 育 の 実 施	保育内容	「保育所保育指針」に基づく	
	障がいのある児童の受入	統合保育を実施	
	給食	自所方式	
手 続 き	保育料(0～2 歳児)	所得に応じて市が決定、市へ納付	
	給食費(3～5 歳児)	所得により市が免除対象者を決定、市が定めた額を市へ納付	所得により市が免除対象者を通知、事業者が定めた額を事業者へ納付
	利用手続き	市へ申込み、市が利用決定	

8. 統廃合、民営化に係るスケジュール

年度	月	再編整備	事業者選定
2019 (令和元)	1	依那古地区、保護者説明 議員全員協議会付議 子ども・子育て会議付議	
2020 (令和2)	5		公募要領作成 議員全員協議会付議 事業者公募開始
	10		事業者決定（プロポーザル）
	11		議員全員協議会付議
	12		関係条例改正案提出 協議書締結 保護者、事業者、市の協議開始（以降 随時）
	1	移管関係契約（市、事業者）	引継ぎ（合同）保育
	3		依那古保育所、依那古第2保育所閉所
2021 (令和3)	4	園舎工事着手（事業者） （仮園舎：依那古第2保育所）	民間事業者による保育開始
2022 (令和4)	12	新園舎竣工、移転（事業者）	